飲食店向け集客支援コンサルティング利用規約

株式会社アマテック（以下、「乙」といいます。）が提供する飲食店向け集客支援コンサルティングサービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用にあたり、利用者の皆様（以下、「甲」といいます。）が遵守すべき事項等は以下に示すとおりです。

第1条（業務委託）

1　乙が提供する本サービスは以下のとおりです。

(1) Google ビジネス最適化（MEO）

① Google マップ上に甲の管理・運営する店舗（以下、「甲の店舗」という。）の店舗情報を設定する

② Google マップ上の甲の店舗のクチコミに対する AI を使った返信コメントの作成及び投稿

③ Google マップ上の最新情報に Instagram を連携する（同機頻度は毎日 1 投稿とする。）

(2) SNS アカウントの開設、設定

① 甲の店舗及び甲の店舗が提供する商品又はサービスの販売ないし利用促進を目的とする SNS（本契約における SNS は、特段の断りのない限り、「Instagram、LINE」を指す。併せて呼称する場合には、「本件 SNS」という。）のアカウントを乙が管理します。

② 甲の店舗の Lit.Link の設定を本件 SNS アカウントを一つにまとめて管理します。

③ 甲の店舗の LINE アカウントを利用したショップカードの設定

④ 甲の店舗の LINE アカウントを利用した LINE スタンプの作成・販売代行

(3) 甲の店舗のホームページの作成

① 仕様書（甲及び乙との間で別途協議により内容を定めます。）に従ったホームページの作成(甲より提供されるテキスト原稿、画像等のデータと乙の提供する HTML 形式によるデザイン・レイアウト・データ及び画像等を組み合わせてホームページを作成します。）

② 前号で作成されたホームページにつき、本契約で定める方法による甲に対する成果物としての納品

2　本サービスは、民法上の準委任契約として締結され、本件 SNS のフォロー数及び甲の提供する商品又はサービスの利用者の増加を約束するものではありません。

第2条（報酬）

1　本業務の遂行の対価として、甲が乙に対して支払う金員は以下に定めるとおりとし

ます。

① 集客まるごとプラン

月額 1 万円。

ただし、甲は、本契約締結月から 12 ヶ月を経過するまでの間、本契約を解約することができません。

② 集客誘導サービス（MEO から SNS や HP への集客の導線の作成とメンテナンスをします。）

月額 5000 円

③ SNS 初期設定サービス（集客用に本件 SNS の導線の設定をします。）

10000 円

④ Apple マップ設定サービス（Apple マップの設定をします。）

10000 円

⑤ Instagram 設定サービス（Instagram の LINE マップへの登録を含む初期設定をします。）

10000 円

⑥ LINE 設定サービス（LINE の初期設定をします。）

20000 円

⑦ SNS メンテナンスサービス（投稿を除く本件 SNS のメンテナンスをします。）

月額 10000 円

ただし、⑤及び⑥のサービス利用している場合には 5000 円とします。

⑧ ホームページの作成

別途見積となります。

3　甲は、前項の金員を、本契約締結日以降、毎月、本契約締結日に対応する日限り、乙の指定する方法により、支払うものとします。ただし、支払に要する費用は甲の負担とします。

第3条（資料の提供）

1　甲は、乙に対し、乙が本業務の遂行のために必要とする各種資料（電磁的記録によるものを含む。）（以下、「本件資料」といいます。）を提供します。乙は、本件資料に基づいて本業務を遂行します。

2　前項により、甲が乙に開示、提供、貸与等した本件資料は、第 8 条の秘密情報に含まれます。乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、甲から提供された本件資料の転写・複写又は複製を行ってはいけません。

3　乙は、甲から請求があった場合又は理由の如何を問わず本業務が終了したときは、甲の指示に従い、直ちに本件資料を甲に返還又は破棄しなければいけません。

第4条（報告）

1　乙は、甲に対し、本業務の進捗状況その他の事項について、甲乙協議の上定める頻

度及び方法により、毎月末日までに報告を行うものとします。

2　乙は、本業務を遂行するにあたり、本業務の遂行に支障が生じるおそれのある事故、事由等の発生又はその可能性を認識したときは、当該事故等の発生の帰責原因の如何にかかわらず、直ちにその旨及び内容を甲に報告しなければいけません。

3　前項の報告を受けた甲は、速やかに乙と対応について協議するものとします。

4　前 2 項の乙の報告は、当該事故等につき乙に帰責性がある場合に、その責任を免除させるものではありません。

第5条（知的財産権）

1　本契約において、「知的財産権」とは、次に掲げるものをいいます。

(1) 特許権、実用新案権、意匠権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。以下、同じ。）及び外国における当該各権利に相当する権利

(2) 特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、著作権を受ける権利及び外国における当該各権利に相当する権利

(3) 商標権及び外国における当該権利に相当する権利

(4) 秘匿することが可能な情報技術であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲及び乙が協議の上、特に指定するもの

(5) 前各号に準じる法律上保護される権利又は利益

2　知的財産権の帰属については、次のとおり定めるものとします。

(1) 本業務により制作された成果物（以下、「本成果物」といいます。）に関する知的財産権は、本契約以前に甲が既に保有するものを除き、全て乙に帰属し、甲に帰属する権利は甲から乙に無償で譲渡されるものとします。

(2) 甲は、乙の事前の書面による承諾を得なければ、本成果物の全部又は一部及びその副生物を作成、保有又は利用することはできないものとします。

3　甲は、本成果物として生じた著作物に関し、乙及び乙の承継人並びにこれらの者から承諾を受けた者に対して著作者人格権を行使しないものとする。

4　甲は、乙に対し、本成果物に関する知的財産権の譲渡、出願、登録の手続をするにあたって、必要な書類の作成及び資料を提供するものとします。

第6条（権利侵害の禁止）

乙は、本業務の遂行に当たり、第三者の有する知的財産権その他の権利を侵害してはいけません。

第7条（秘密保持）

1　乙は、甲より開示された又は本契約の履行ないし本件業務の遂行過程で取得した相手方の固有の技術上、営業上その他の業務上の情報を秘密として扱うものとし、甲の事前の書面による承諾なく、これらの情報を本契約の目的以外に使用し、又は第三者に開示してはいけません。

2　前項により課された秘密保持義務は、以下の情報については適用されないものとし

ます。

(1) 甲による開示又は提供以前に公知となっている情報

(2) 甲による開示又は提供の時点において、既に自己が所有していた情報

(3) 甲による開示又は提供の後に、事故の契約違反、不作為、懈怠又は過失等によらずに公知となった情報

(4) 甲から開示又は提供された如何なる情報にもよらずに独自に開発した情報

(5) 何らの秘密保持義務を負担することなく第三者から合法的に取得又は開示された情報

3　乙は、前 2 項によって秘密とされた情報について複製を作成しようとする場合には、甲の事前の承諾を得るものとします。

4　本契約が終了した場合には、それが如何なる理由に基づくものであっても、乙は、第 1 項及び第 2 項によって秘密とされた情報及び前項を基に作成されたそれらの複製を遅滞なく甲に返還するものとし、もし、物理的な返還が不可能な状態で保管されている情報がある場合には、甲の指示に従って、それらの情報を破棄しなければいけません。

5　本契約が終了した場合には、それが如何なる理由に基づくものであっても、乙は、第 1 項及び第 2 項によって秘密とされた情報を如何なる方法によっても使用することはできません。

6　本条による秘密保持義務は、本契約終了後も存続するものとします。

第8条（再委託）

1　乙は、事前に甲の承諾を書面で得た場合又は甲が指定した再委託先に再委託をする場合、各個別業務の一部を第三者に委託することができるものとします。なお、甲が上記の承諾を拒否するには、合理的な理由を要するものとします。

2　乙が、前項の承諾に関して、甲に対して再委託開始時期の 14 日前までに当該再委託先の名称及び住所等を記載した書面による再委託承諾申請を通知し、甲から当該通知受領後 7 日以内に具体的理由を明記した書面による承諾拒否の通知が無い場合、甲は当該再委託を承諾したものとみなします。

3　乙は、当該再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、本契約に基づいて乙が甲に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとします。

4　乙は、再委託先の履行について甲に帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとします。但し、甲の指定した再委託先の履行については、乙に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負いません。

第9条(共同と役割分担)

1　甲及び乙は、本件業務の円滑かつ適切な遂行のためには、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業が必要とされることを認識し、甲乙双方による共同作業及び各自

の分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意を持って協力するものとします。

2　甲は、乙に対して、本件業務の遂行に必要な資料や情報提供等の協力をする義務を負うことを相互に確認します。

3　甲及び乙は、共同作業及び各自の実施すべき分担作業を遅延し又は実施しない場合、それにより相手方に生じた損害の賠償も含め、かかる遅延又は不実施について相手方に対して責任を負うものとします。

第10条（納入物の納入）

1　乙は甲に対し、甲及び乙が協議の上で定める期日までに、納入物を納入します。

2　甲は、納入があった場合、納入物の検査を行います。

3　乙は、納入物の納入に際し、甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には、速やかにこれに応じるものとします。

4　納入物の滅失、毀損等の危険負担は、納入前については乙が、納入後については甲が、それぞれこれを負担するものとします。

第11条（試用期間及び補修義務）

1　前条に基づく成果物の納品がなされた日の翌日から 7 日を経過した日までを試用期間とし、かかる期間内にこの契約の内容との不適合（以下、「契約不適合」という。）につき、乙は、これを無償で補修する義務を負います。ただし、かかる契約不適合が仕様書に起因する場合又は甲の責めに帰する原因による場合は、この限りではありません。

2　前項に定める試用期間の満了若しくは成果物の契約不適合につき、甲から乙に対して何らの通知もなされない場合には、成果物の引渡しは完了したものとみなします。

第12条（契約期間）

1　本契約の期間は、本契約締結の日から令和　年　月　日までとします。

2　前項にかかわらず、甲及び乙は、一週間前に相手方に通知することにより、契約期間中においても本契約を解約することができます。但し、第 2 条 1 項 1 号の場合においては、甲は乙に対する解約権を有しません。

3　本契約終了期間満了の一週間前までに、相手方から契約を更新しない旨の通知がないときは、本契約は、同一条件でさらに 2 年間延長され、その後も同様とします。

第13条　（契約の解除）

1　乙は、甲が次の各号のいずれか 1 つに該当したときは、何らの通知、催告を要すること無く、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができます。

(1) 本契約に定める条項に違反し、乙に対し、催告したにもかかわらず、14 日以内に当該違反が是正されないとき

(2) 監督官庁により営業の許可取り消し、停止等の処分を受けたとき

(3) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき又は手形若しくは小切手が不渡

りとなったとき
(4) 第三者により差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立又は公租公課の滞納処分を受けたとき
(5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てを受け、又は自ら申立を行ったとき
(6) 解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき
(7) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になる恐れがあると認められるとき
(8) その他、前各号に準じる事由が生じたとき

2　前項により本契約が解除された場合、甲は、解除により乙が被った損害の一切を賠償します。

3　第 1 項により本契約が解除された場合であっても、乙は、解除により甲が被った損害を賠償する責任を負いません。

第14条　（反社会的勢力の排除）

1　甲及び乙は、自己又は自己の経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会や、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団又はこれらに準ずるもの（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと及び反社会的勢力と密接な関係を有していないことを表明し、保証します。

2　甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求を行わないことを確約します。

3　甲及び乙は、相手方が前各項に違反した場合は、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除できると共に、当該解除により被った損害の賠償を相手方に請求できるものとします。

4　本契約を解除した当事者は、当該解除により相手方が被った損害について賠償する責を負わないものとします。

第15条　（損害賠償）

1　甲又は乙は、本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対しその損害を賠償しなければいけません。

2　前項により乙が甲に対して負う損害賠償額は、甲が乙に対して第 2 条（報酬）1 項に基づき支払った費用の合計額を超えないものとします。ただし、乙に故意又は重大な過失が認められる場合はこの限りではありません。

第16条　（契約内容の変更）

1　甲及び乙は、本契約の内容の変更の必要性が生じた場合には、相手方に対し、契約の内容の変更を求めることができます。

2　本契約の全部又は一部の変更は、甲及び乙の正当な権限を有する代表者の記名・押

印をした書面によらなければ、その効力を生じません。

第17条　（契約の協議）

甲及び乙は、本契約の規程に関する解釈上の疑義又は規程に定めのない事項については、法令及び商習慣によるほか、信義誠実の精神に基づき協議を行い解決します。

第18条　（権利等の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約の地位を他に譲渡若しくは承継し、又は本契約に基づく権利義務を他に譲渡し、承認し、若しくは担保に供してはいけません。

第19条　（管轄裁判所）

本契約にかかる一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上